

新旭饗庭不燃物処理場再生整備工事を実施中

高島市新旭町饗庭地先で、新旭饗庭不燃物処理場再生整備工事を実施しています。この処理場は、昭和43年から不燃物を主体として埋立を行ってきましたが、現行の「一般廃棄物の最終処分場および産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」の構造基準を満たさない施設として位置づけられています。

そのため、遮水工、覆土工、浸出水処理設備や5年間分の再生区画を整備することで、将来にわたって周辺地域の安全性を確保するための工事を現在実施しています。完了後5年間供用し、その後この施設を閉鎖します。

1. 工事概要

- (1) 工事名称 新旭不燃性ごみ処分場再生整備工事
- (2) 工事場所 高島市新旭町饗庭717番地1
- (3) 施工者 日本国土開発株式会社 京滋営業所
- (4) 請負金額 6億6,150万円
- (5) 工期 平成20年11月4日から平成24年3月20日まで
- (6) 施設規模

既埋立面積：約 11,000㎡
既埋立容量：約200,000㎡

2. 工事内容

- (1) 防災調整池設置工
予想を上回る異常降水時に、処理場から集められた表面水が多量に流出しないよう、調整池を設けて水量を調整し、均一化して流すための施設の整備を行います。
- (2) 浸出水処理設備工
処理場内の集められた浸出水を、生物学的および物理化学的に処理するための水処理施設の整備を行います。
- (3) 鉛直遮水工
地下水汚染を防止するため、環境保全型の薬液を注入して地下に耐久性のある遮水層を造り、浸出水が外側に流れないように地下の遮水層で囲い込むための施設整備を行います。遮水層の中に溜まった浸出水は、ポンプで汲み上げ、適正に浄化処理を行います。
- (4) モニタリング井戸工
処理場の適正な維持管理に必要な環境監視（モニタリング）施設として、地下水の水質検査等を行うための観測井戸設備の整備を行います。

- (5) 再生区画工
工事完了後、市が収集した不燃物A類（陶磁器やガラスなど）を約5年間埋立てるための施設の整備を行います。

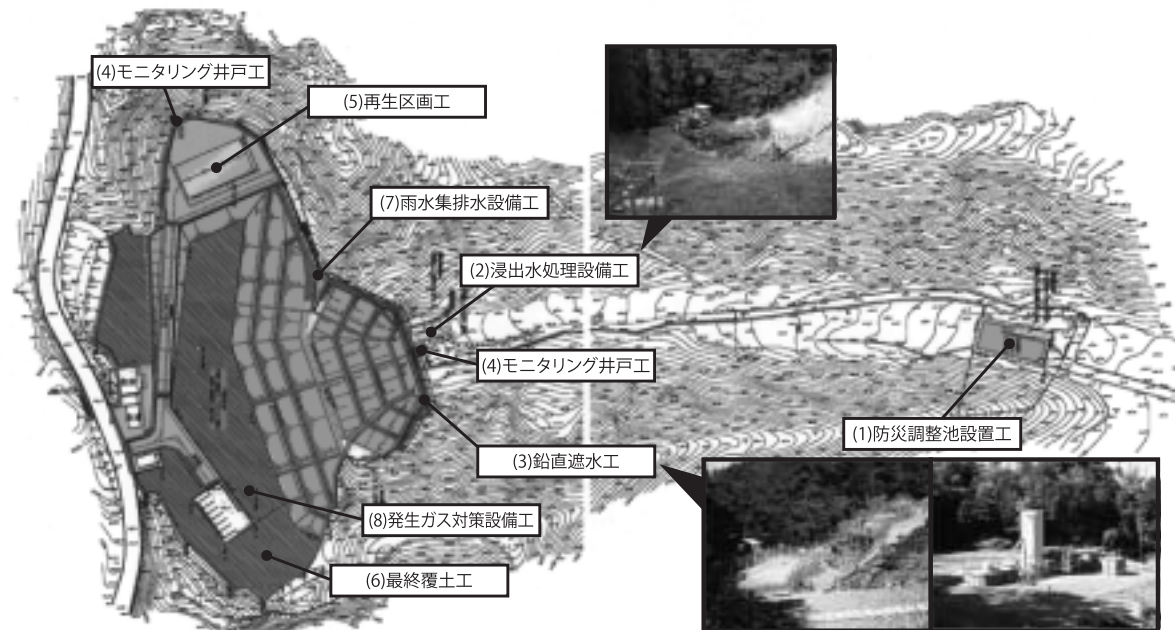
- (6) 最終覆土工
覆土は、悪臭の発散防止、廃棄物の飛散・流出防止対策のため行いますが、併せて雨水の浸透を防止して浸出水の削減のため行います。今回の工事では自然材料（粘性土、砂、礫）を用いた「キャピラリーバリア」という毛管力の働きによる遮水層設備（覆土）の整備をします。殆どの表面水は地下に浸透することなく排水されます。

- (7) 雨水集排水設備工
雨水と廃棄物の接触を最小限にして、雨水の汚濁を少なくするとともに、浸出水と表面水を分離して浸出水処理量を削減するため、U字側溝等を設けて、処理場の表面排水施設の整備を行います。

- (8) 発生ガス対策設備工
処理場内部から発生するガスを排除するため、ガス抜き設備の整備を行います。

廃棄物最終処分場という特殊な工事ですので、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の技術基準に基づき、工事中は地下水、浸出水、放流水の監視をはじめ、振動・騒音、土壌、粉塵などの環境監視を行い、周辺生活環境の保全に特に注意しながら工事を進めていきます。

環境政策課 ☎(25)8123



子育て応援特別手当（平成21年度版）の支給準備を進めています

国の経済危機対策の一環として、幼児教育期における子育てを支援するため、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた子（第1子も対象）を対象に、1人当たり36,000円の子育て応援特別手当が支給されます。

申請手続きは、平成21年10月1日現在で住民登録されている市区町村に申請書を提出していただきます。

高島市では、申請書等を平成21年12月中旬に送付する予定です。

住民登録は正しく行われていますか？

住民登録は、各種行政サービスの基礎となります。子育て応援特別手当（平成21年度版）も住民登録をもとに支給されます。引越しなどにより住所を移した方は、速やかに住民登録の届出を行ってください。



DV被害者の方は、申出によって住民基本台帳の閲覧等を制限できます

新たな住所地で住民登録を行ったとしても、市に支援措置を申し出ることにより、新たな住所地が加害者である配偶者等に明らかになることはありません。

支援措置を受けるための手続きについては、市役所市民課 ☎(25)8125)にお尋ねください。

どうしても今お住まいの市区町村に住民登録できないDV被害者の方

子育て応援特別手当（平成21年度版）の事前申請を受け付けます。事前申請期間は、平成21年10月1日から10月30日までです。

今お住まいの市区町村へ「事前申請書」を提出してください。（「事前申請書」は、お住まいの市区町村窓口のほか、配偶者暴力相談センター、婦人相談所、厚生労働省ホームページなどで入手できます。）

「事前申請書」には、配偶者暴力相談支援センターもしくは婦人相談所の発行する証明書（支給対象となる子が記載されているもの。）または保護命令決定書の謄本もしくは正本（支給対象となる子への接近禁止が含まれているもの。）の添付が必要です。

「事前申請書」に基づき、住民登録をされている市区町村へ通知し、子育て応援特別手当（平成21年度版）の支給対象者を世帯主から、DV被害者の方へ変更します。

「事前申請書」に記入された今お住まいの住所等の情報は、住民登録をされている市区町村には知らません。

子育て応援特別手当（平成21年度版）は、事前申請書を提出した市区町村ではなく、住民登録されている市区町村から支給されます。支給の時期は、それぞれの市区町村で異なります。

平成21年10月30日を過ぎると、事前申請は受け付けできません。この場合、事前申請書と同じ書類を添付のうえ、住民登録がされている市区町村へ郵送により申請を行うこととなります。（世帯主からの申請が受け付けされる前に申請を行うことが必要です。）



子ども家庭総務課 ☎(25)8136

お知らせ
タウンニュース
暮らしの情報
みんなで
消費生活者
教育委員会
健康生活
だより
国保年金
図書館
窓口だより
歴史散歩

お知らせ
タウンニュース
暮らしの情報
みんなで
消費生活者
教育委員会
健康生活
だより
国保年金
図書館
窓口だより
歴史散歩